令和８年度

２次募集

更新日：令和８年１１月９日

芦屋市霊園　一般墓地　使用者募集



空き募集区画は日々変わります。
申込み前に必ずご確認ください。

最新の募集状況

芦屋市霊園ホームページ

募集スケジュール（令和８年度２次募集）

２次募集は **先着順（同日中に複数の申込みがあった区画は抽選）** です。

申込書類提出

受付期間　１１月９日（月）※～１２月２３日（水）

※１１月９日（月）～　１１月１１日（水）は
令和８年度本募集の補欠当選者及び落選者のみ申込可能です。

申込結果連絡

申込日の翌開庁日の午前中

同日中に複数の申込みがあった区画は、抽選により決定します。
公開抽選の日時は、申込結果連絡の際にお知らせします。

公開抽選・抽選結果連絡

申込日の翌開庁日の午後３時から（予定）

＜場所＞芦屋市役所北館３階環境課にて
抽選結果は、抽選があったその日中に連絡します。

使用予定者として決定した方には、以降の詳細な手続きを案内します。

申請書類送付

申込（抽選）結果連絡から１～２週間後に郵送

使用許可申請

申請期間　申請書類送付から概ね１か月以内

＜場所＞芦屋市役所北館３階環境課にて
使用許可予定日案内、注意事項説明、永代使用料・維持費（月割相当額）の納付書配布などを行います。

使用料・維持費の納付

納入期限　許可申請日から概ね１か月以内

納入期限までに納付書で一括してお支払いください。
公金取扱金融機関は、右記よりご確認ください。

公金取扱金融機関
（市ホームページ）

使用許可書送付

入金確認から概ね１か月後に郵送

使用許可日以降、墓地を使用することができます。

墓石・巻石等の建立

建立期限　使用許可日から１年以内

お知らせ

令和９年度の募集スケジュールについては、令和９年３月頃に市ホームページへ掲載予定です。なお、２次募集で使用者が決まらなかった区画は、令和９年度常時募集で４月から通年でお申込みいただけます。

申込方法

令和８年度本募集で使用者が決まらなかった区画について、２次募集を行います。本案内の内容をよくご確認の上、下記期間内にお申し込みください。また、申込み前に必ず現地をご確認ください。

１　申込受付期間

①　令和８年度本募集の補欠当選者及び落選者

１１月　９日（月）～１２月２３日（水）

②　上記①以外の方

１１月１２日（木）～１２月２３日（水）

●持参の場合

平日午前９時から午後５時まで（正午～午後０時４５分を除く。）

（提出先）芦屋市役所　本庁舎北館３階　環境課　霊園・火葬場係

●郵送の場合

環境課霊園・火葬場係が申込書類を受け付けた日を申込日とします。

（あて先）〒６５９－８５０１　芦屋市精道町７番６号
芦屋市　環境課　霊園・火葬場係　あて

※芦屋市霊園内にある霊園事務所では受け付けていません。
提出の際はお間違えのないようご注意ください。

２　募集区画

６ページから２４ページに掲載しています。

なお、２次募集は先着順（同日中に複数の申込みがあった区画は抽選）のため、最新の募集状況はホームページに掲載します。ホームページでの確認が難しい場合は、環境課霊園・火葬場係までお問い合わせください。

3　申込みできる方

次の①～⑤すべての項目に当てはまることが必要です。

① 申込日時点で１年以上継続して、芦屋市に住民登録をしていること。

② 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。

③ 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前予約を行っていないこと。
※合葬式墓地（生前予約）の使用を辞退する場合は申込み可能です。

④ 使用許可後１年以内に墓石、巻石等を設置できること。

⑤ 使用料及び維持費（月割相当額）を許可申請日から概ね１か月以内に一括納入できること。

4　申込みできる区画数

１人につき１区画１通のみ

ただし、落選もしくは辞退後は、再度申し込むことが可能です。
申込みを辞退される場合は、辞退届を提出してください。

5　申込書類　※提出先・あて先は２ページをご確認ください。

次の書類を環境課霊園・火葬場係まで持参または郵送してください。

①　芦屋市霊園一般墓地使用申込書

②　住民票の写しの原本（※）

※環境課が住民票を閲覧することに同意する場合は添付不要です。
（①申込書内に同意チェック欄あり）

6　その他注意事項

・申込み受付後に区画の変更はできません。

・申込者の変更は原則認めません。

・提出した書類等は返却しません。

・石材業者等による申込み代行は受付けできませんので、申込者ご自身でお申込みください。また、芦屋市では石材業者を指定していません。

２５・２６ページに「一般墓地使用における注意事項」を掲載していますので、あわせてご確認ください。

使用予定者等の決定方法

1　使用予定者の決定方法

・各日午後５時にその日の申込みを締め切ります。

・締切時点で申込者が１名の区画は、その申込者に決定します。



・申込者が複数の区画は、公開抽選（※）により決定します。

※公開抽選（参加自由）は、申込日の翌開庁日の午後３時（予定）に芦屋市役所北館３階環境課内で行います。開始時間を変更する場合は、下記２申込結果連絡の際にお知らせします。

・申込状況は、申込みがあった日の午後５時以降に市ホームページで公開予定です。（翌開庁日となる場合があります。）

2　申込結果・抽選結果連絡

・申込結果は、申込日の翌開庁日の正午までに連絡します。また、抽選対象となった方には、抽選日時をお伝えします。

・抽選結果は、抽選を行ったその日中に連絡します。

・結果連絡は、芦屋市環境課霊園・火葬場係（0797-38-3105）から電話で行います。ご不在の場合、お手数ですが、折り返しお電話ください。

使用予定者へのご案内

使用予定者として決定した方には、使用許可申請に必要な書類（下記申請書類①②）を送付します。

送付文書に記載されている申請期間内に、下記申請書類をご準備の上、芦屋市役所北館３階環境課までお越しください。また、その後の手続きは、１ページの募集スケジュールをご確認ください。

申請書類（予定）

①一般墓地使用許可申請書（実印押印）、②一般墓地使用における同意書、③印鑑登録証明書、④戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

永代使用料・維持費

○　永代使用料

種別	面積	１㎡当たりの金額
普通墓地	12㎡以上	1,500,000円
	6㎡以上12㎡未満	1,125,000円
	6㎡未満	750,000円
芝生墓地	一律	1,125,000円

○　維持費（霊園の維持管理に必要な年間経費）

種別	１㎡当たりの金額
普通墓地・芝生墓地（同額）	1,220円

※毎年４月に納付していただきます。
（申請年度分は月割相当額です。）

※１㎡当たり1,220円は、令和８年４月現在の金額です。

募集区画一覧（令和８年度２次募集）

更新日：令和８年１１月９日

現地に区画番号・面積を標示しています。
現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

既に申込みがあった区画は「－」で消しています。

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
12-6-0003	芝生	7.8	8,775,000	9,516
12-6-0004	芝生	9.4	10,575,000	11,468
12-6-0012	芝生	17.0	19,125,000	20,740
12-6-0018	芝生	13.0	14,625,000	15,860
12-6-0042	芝生	10.0	11,250,000	12,200
12-6-0055	芝生	10.0	11,250,000	12,200
13-5-1033	普通	3.0	2,250,000	3,660
~~13-5-1221~~	~~普通~~	~~2.0~~	~~1,500,000~~	~~2,440~~
13-5-2221	普通	2.0	1,500,000	2,440
13-5-3221	普通	2.0	1,500,000	2,440
13-5-4221	普通	2.0	1,500,000	2,440
16-5-1034	普通	1.5	1,125,000	1,830
16-5-2034	普通	1.5	1,125,000	1,830
16-5-3034	普通	1.5	1,125,000	1,830
17-5-0221	普通	2.2	1,650,000	2,684
18-5-0029	普通	4.0	3,000,000	4,880
18-4-0075	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0079	普通	6.0	6,750,000	7,320
19-5-0005	普通	4.0	3,000,000	4,880
19-5-0050	普通	4.0	3,000,000	4,880
~~20-5-0185~~	~~普通~~	~~3.0~~	~~2,250,000~~	~~3,660~~
23-2-0058	普通	20.0	30,000,000	24,400
24-2-0100	普通	20.0	30,000,000	24,400
24-3-0137	普通	12.0	18,000,000	14,640
25-3-0019	普通	12.0	18,000,000	14,640
25-3-0029	普通	14.4	21,600,000	17,568
25-3-0043	普通	12.0	18,000,000	14,640

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
25-4-0132	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0150	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0155	普通	6.0	6,750,000	7,320
26-5-0020	普通	4.0	3,000,000	4,880
26-5-0080	普通	4.0	3,000,000	4,880
26-5-0172	普通	4.0	3,000,000	4,880
27-4-0028	普通	6.0	6,750,000	7,320
28-5-0013	普通	4.0	3,000,000	4,880
28-5-0020	普通	4.0	3,000,000	4,880
28-5-0027	普通	4.0	3,000,000	4,880
28-5-0050	普通	4.0	3,000,000	4,880
31-4-0033	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0008	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0016	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0065	普通	6.0	6,750,000	7,320
41-1-0002	普通	35.0	52,500,000	42,700
41-2-0033	普通	21.0	31,500,000	25,620
41-3-0066	普通	12.0	18,000,000	14,640
42-3-0012	普通	12.0	18,000,000	14,640
43-5-0057	普通	4.0	3,000,000	4,880
43-4-0162	普通	6.0	6,750,000	7,320
43-5-0209	普通	4.0	3,000,000	4,880
51-6-0104	芝生	5.2	5,850,000	6,344
52-4-0044	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-5-0086	普通	4.0	3,000,000	4,880
54-5-0042	普通	4.0	3,000,000	4,880
54-5-0075	普通	4.0	3,000,000	4,880
61-3-0006	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0122	普通	14.0	21,000,000	17,080
63-4-0082	普通	7.0	7,875,000	8,540
63-4-0141	普通	6.0	6,750,000	7,320

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
64-4-0062	普通	7.0	7,875,000	8,540
64-4-0068	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0167	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-5-0273	普通	4.0	3,000,000	4,880
64-5-0284	普通	4.0	3,000,000	4,880
64-5-0330	普通	4.0	3,000,000	4,880
65-5-0027	普通	4.0	3,000,000	4,880
65-5-0081	普通	4.0	3,000,000	4,880
71-5-0153	普通	3.0	2,250,000	3,660

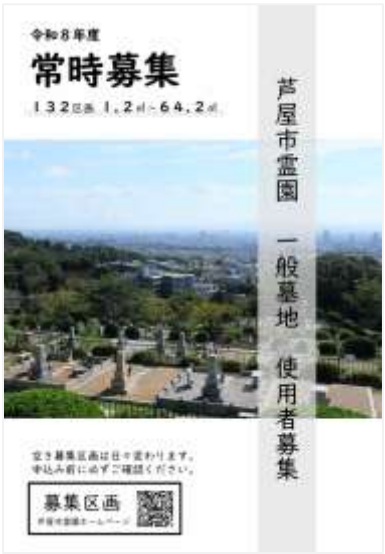
※募集区画は、一般墓地使用者（使用許可を受けた者）から市に返還された再貸付墓地等です。

常時募集（通年で申込み可能な区画のご案内）

令和８年度から、前年度の使用者募集で使用者が決まらなかった区画は、区画面積にかかわらず、常時募集区画として通年でお申込みいただけるようになりました。

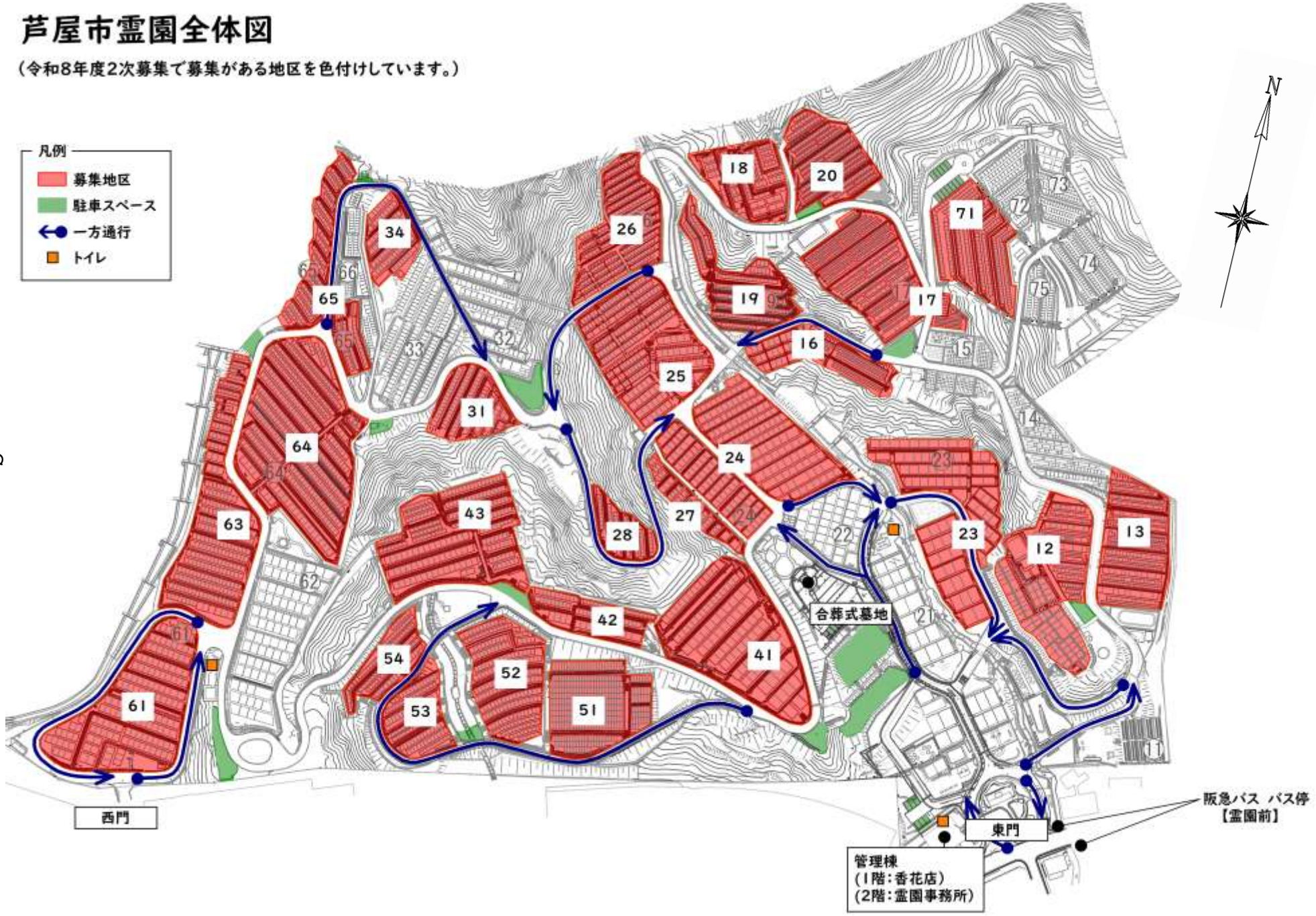
常時募集は、２次募集と同じく先着順（同日中に複数の申込みがあった区画は抽選）です。様々な区画（1.2㎡～）を対象としていますので、区画を選ばれる際は、あわせてご確認ください。

芦屋市霊園ホームページ(常時募集)



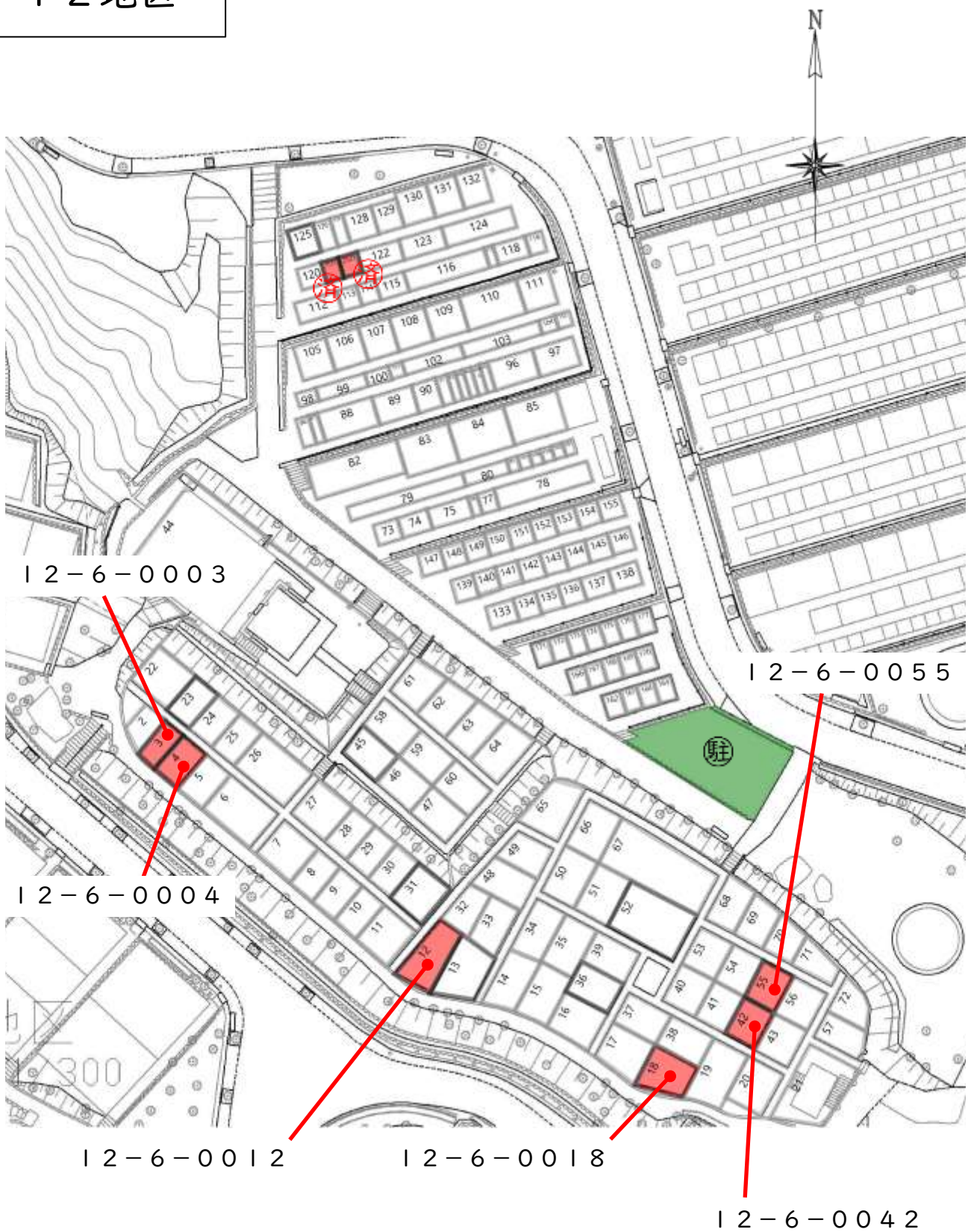
芦屋市霊園全体図

（令和8年度2次募集で募集がある地区を色付けしています。）

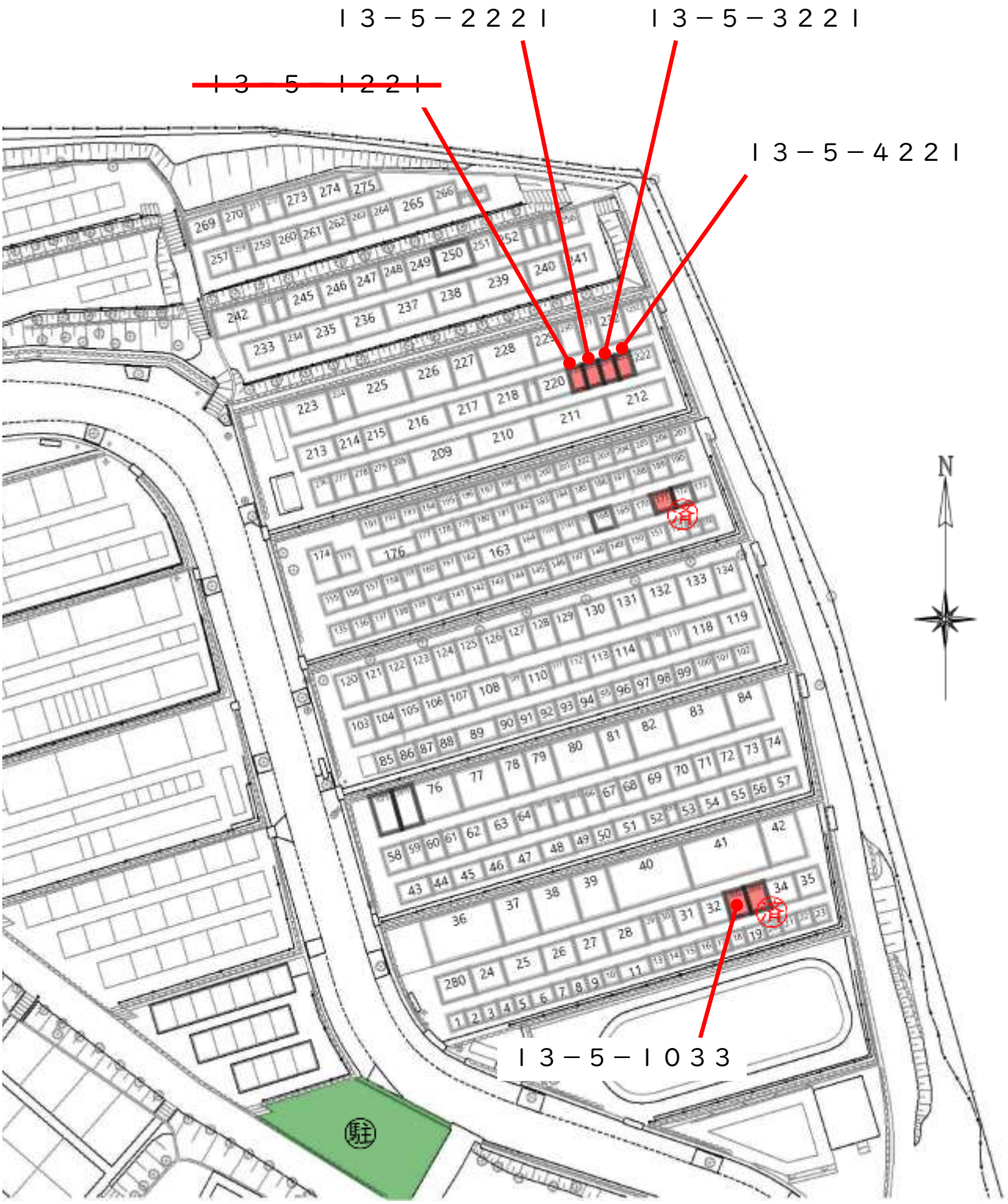


募集区画位置図（令和８年度２次募集）

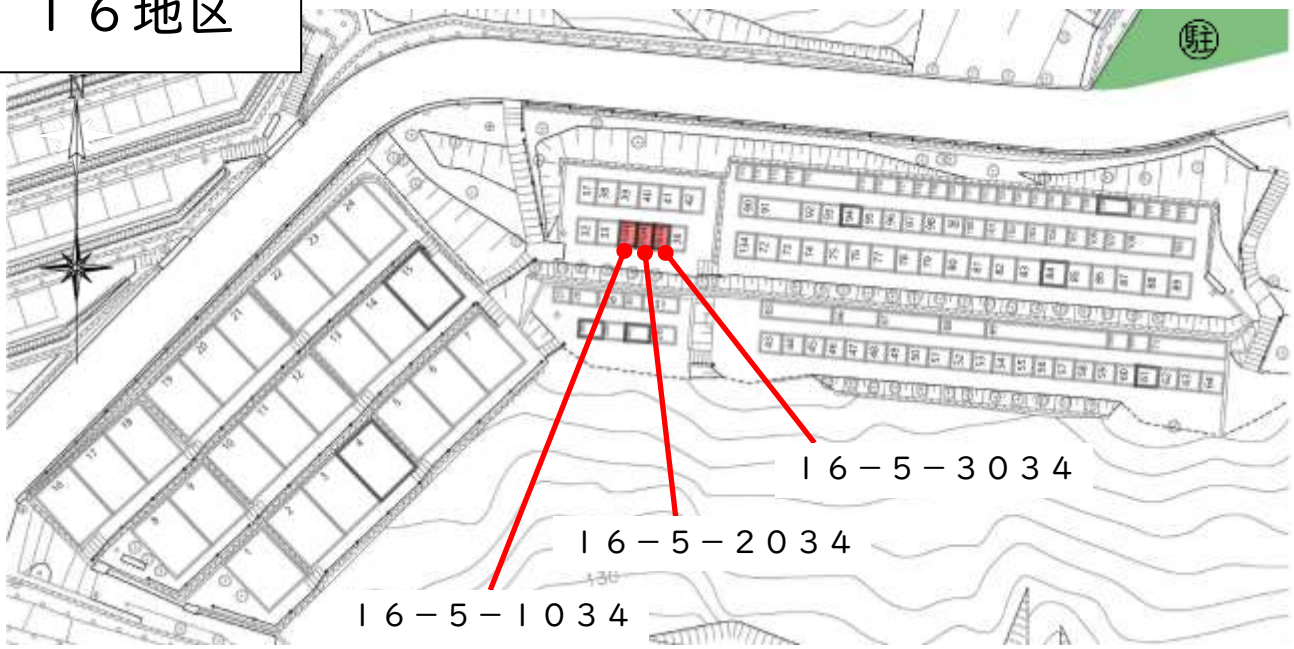
１２地区



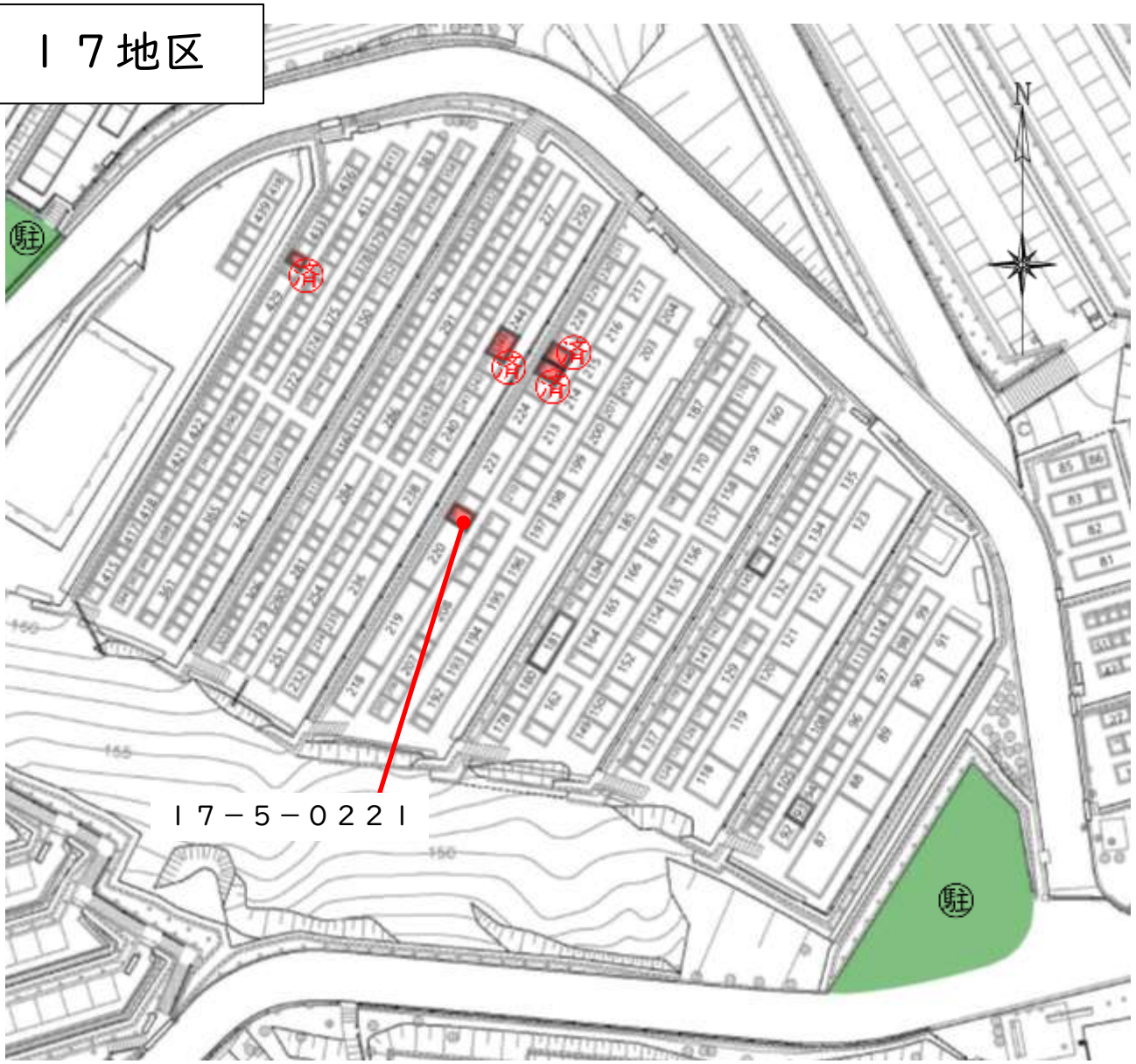
Ｉ３地区



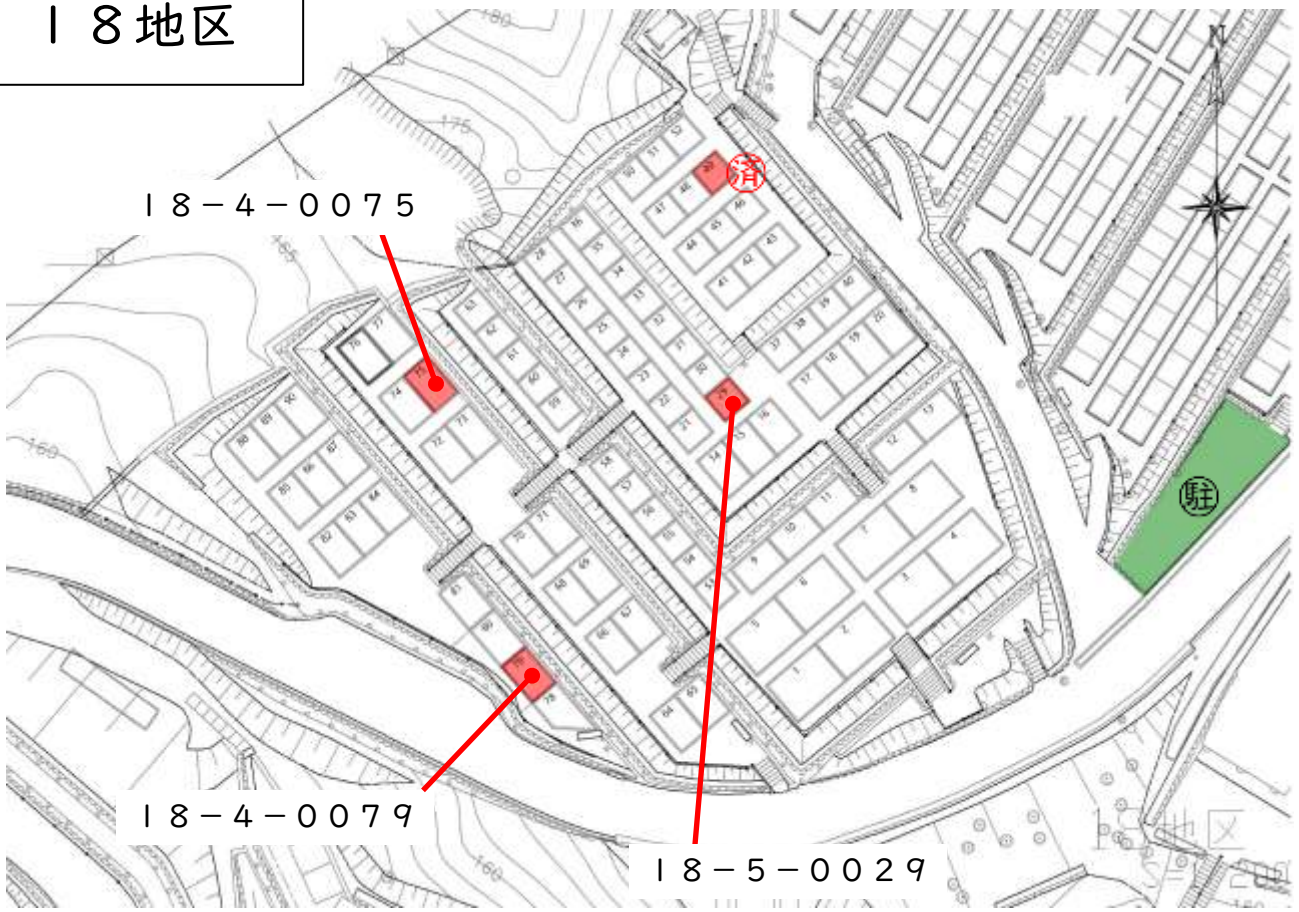
１６地区



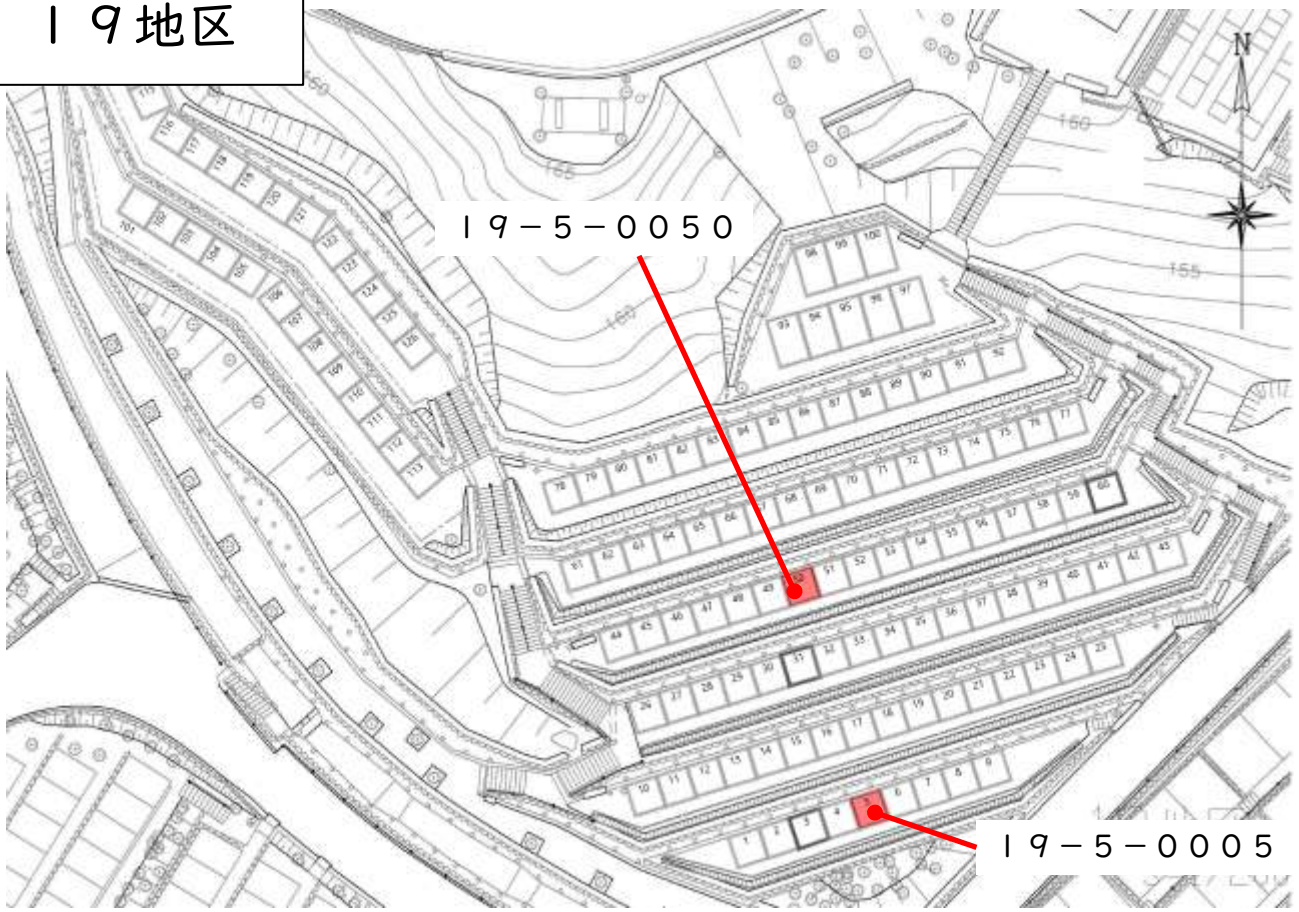
１７地区



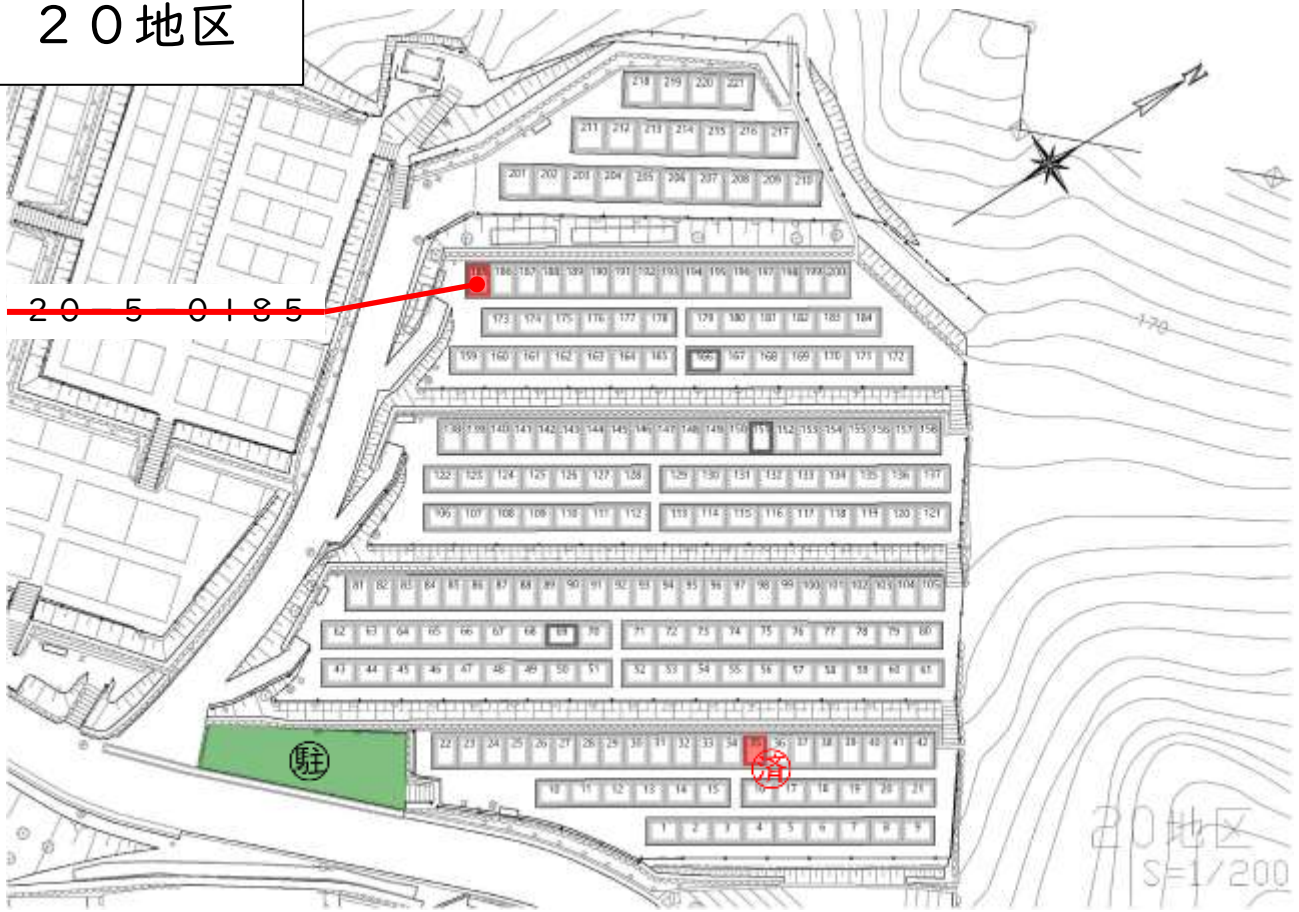
１８地区



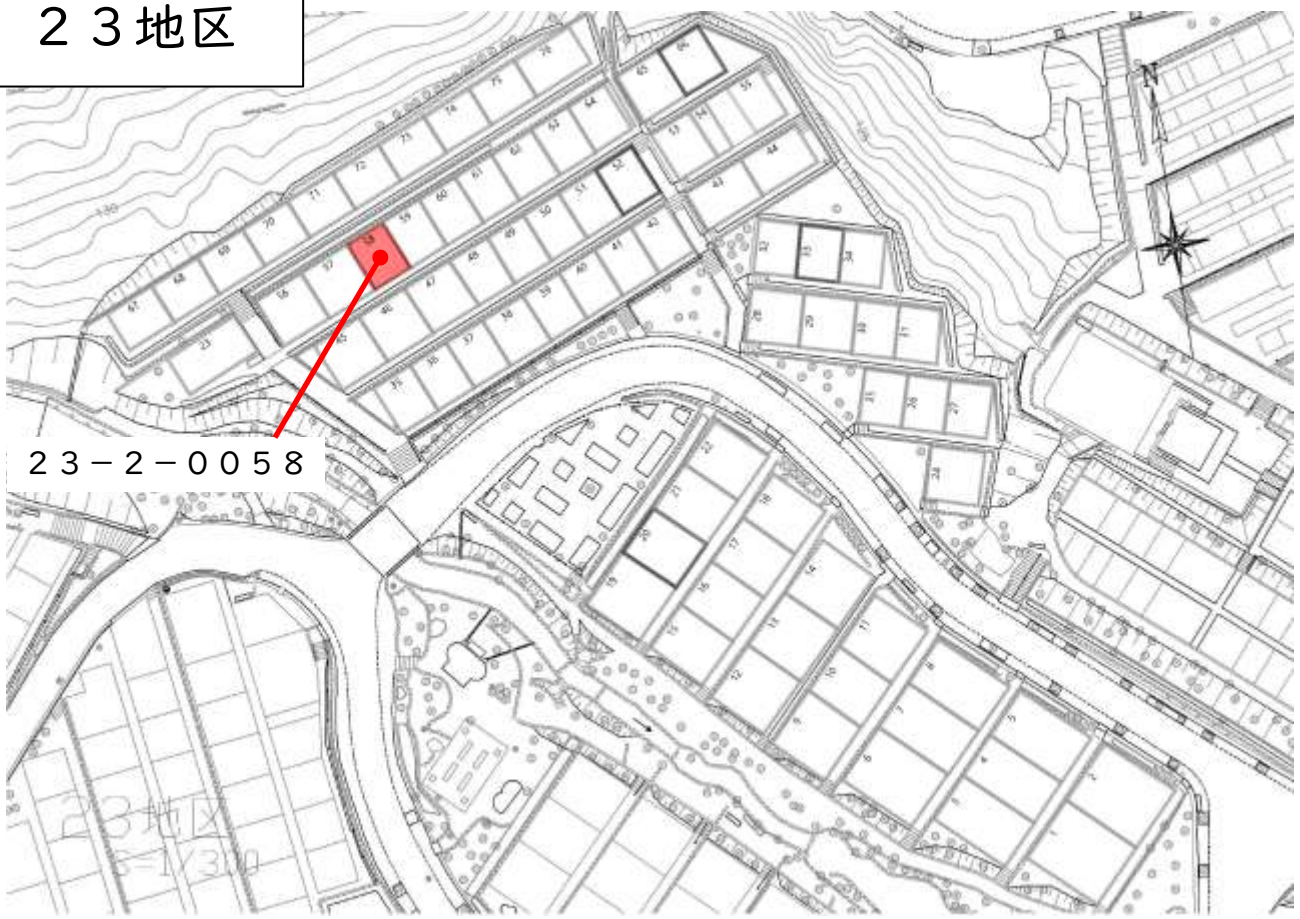
１９地区



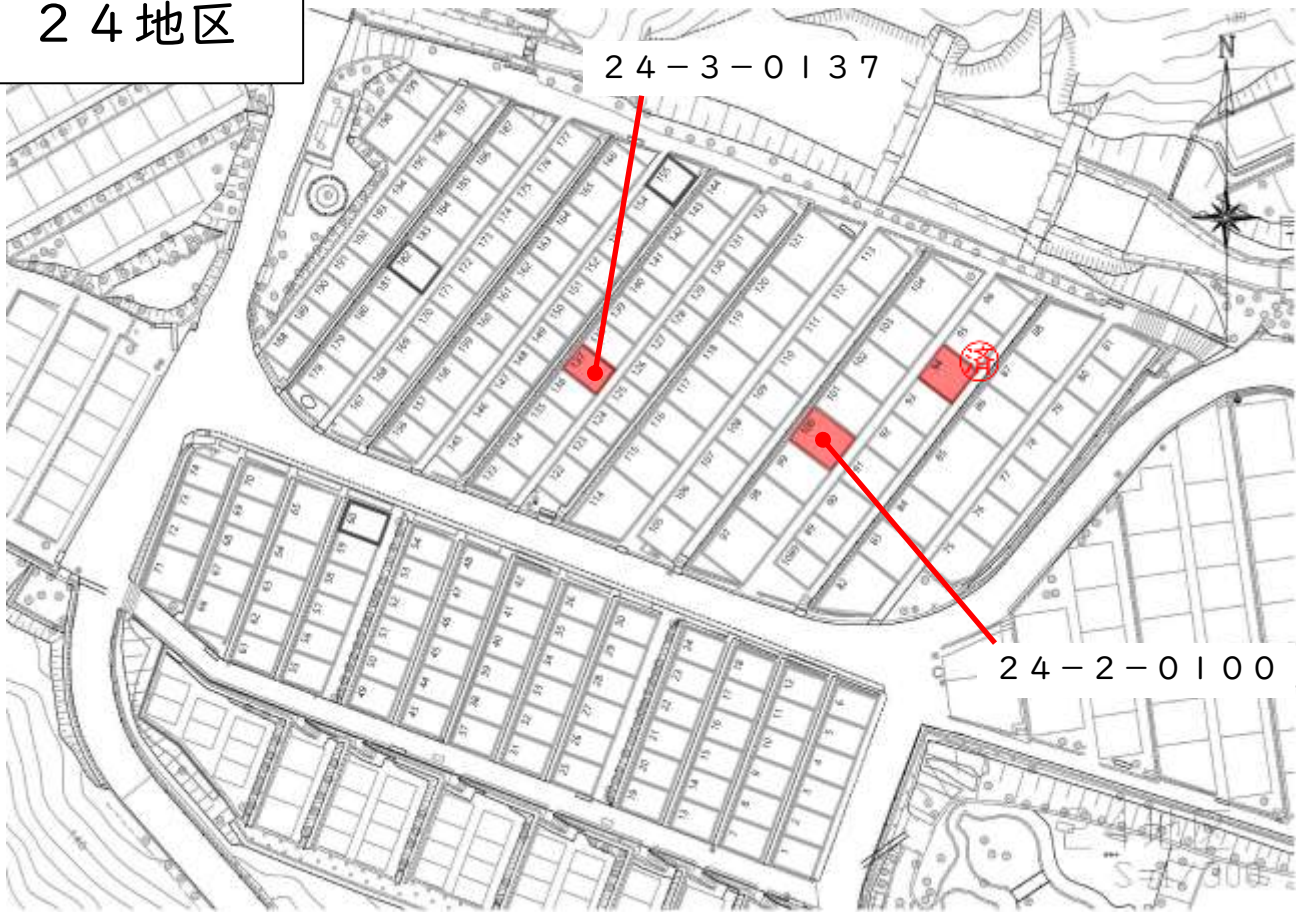
２０地区



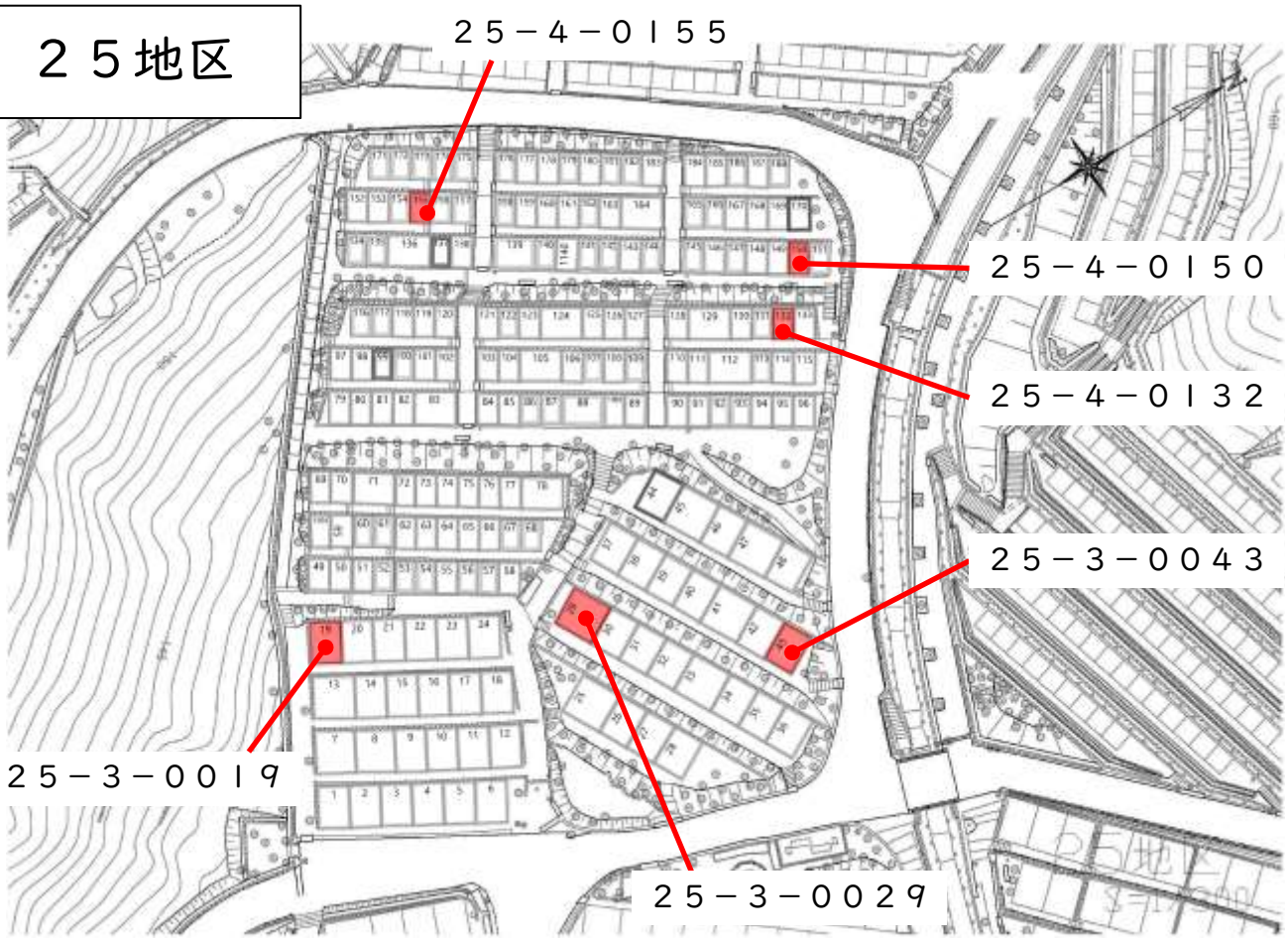
２３地区



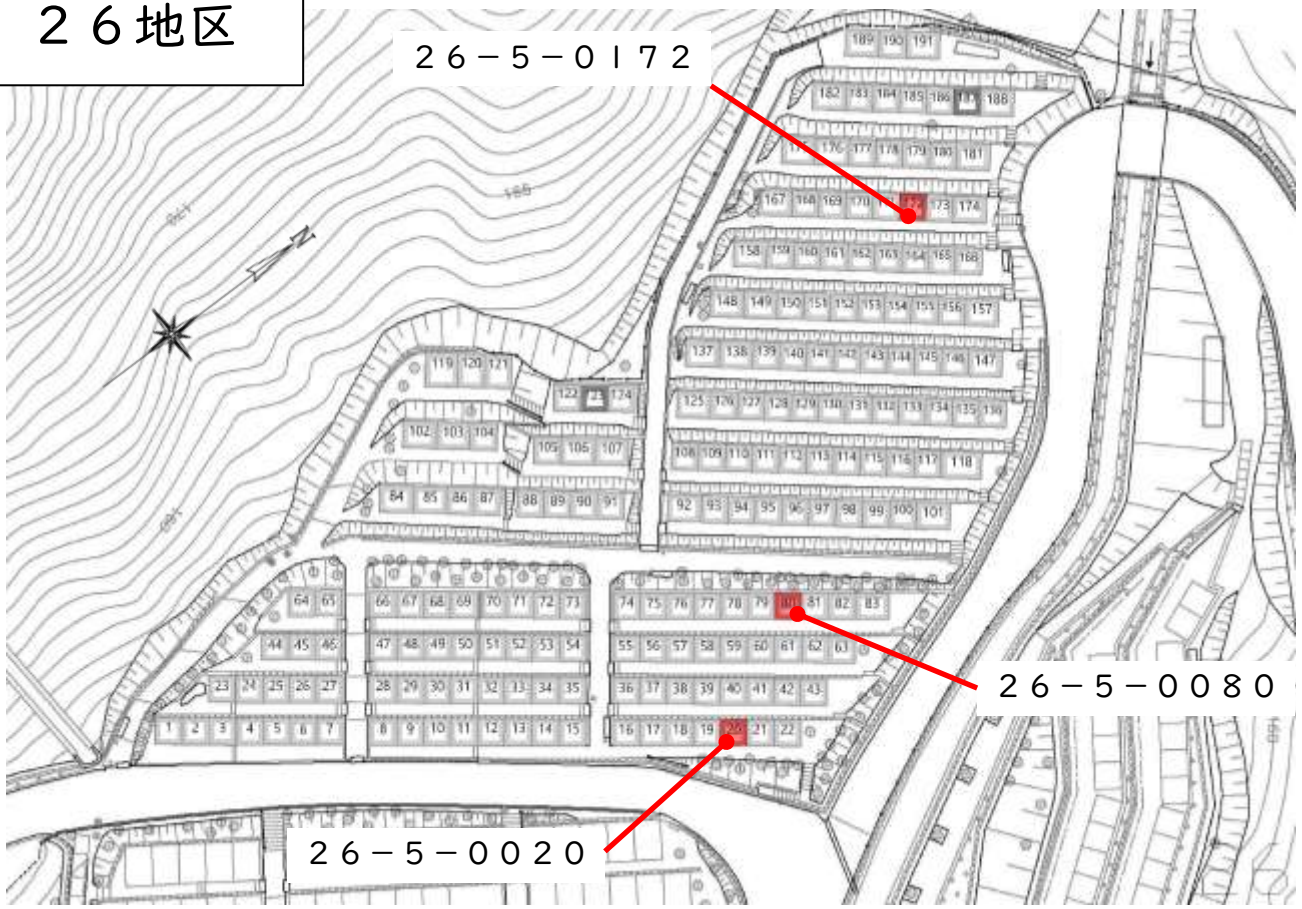
２４地区


２４－３－０１３７
２４－２－０１００

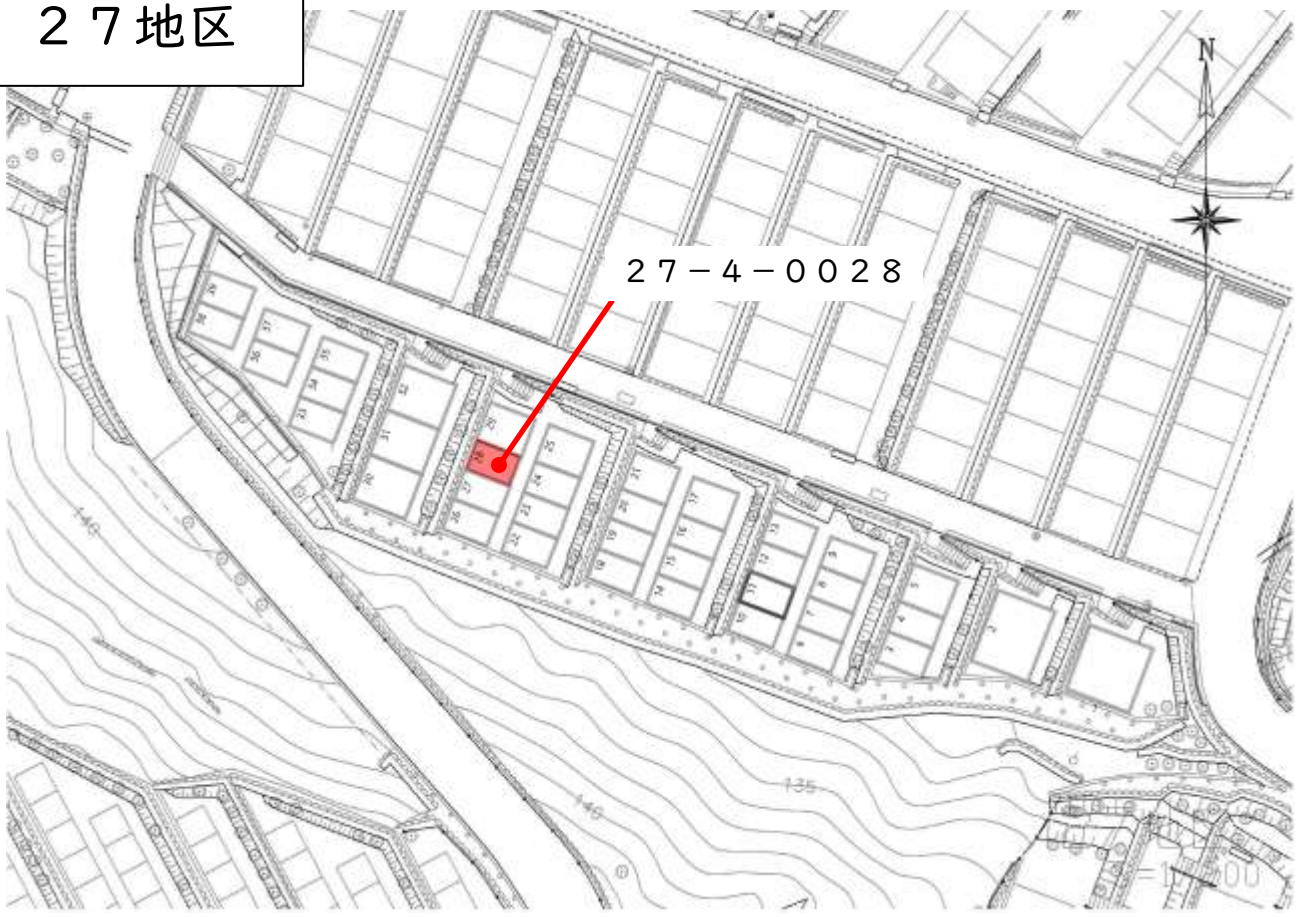
２５地区


２５－４－０１５５
２５－４－０１５０
２５－４－０１３２
２５－３－００４３
２５－３－００１９
２５－３－００２９

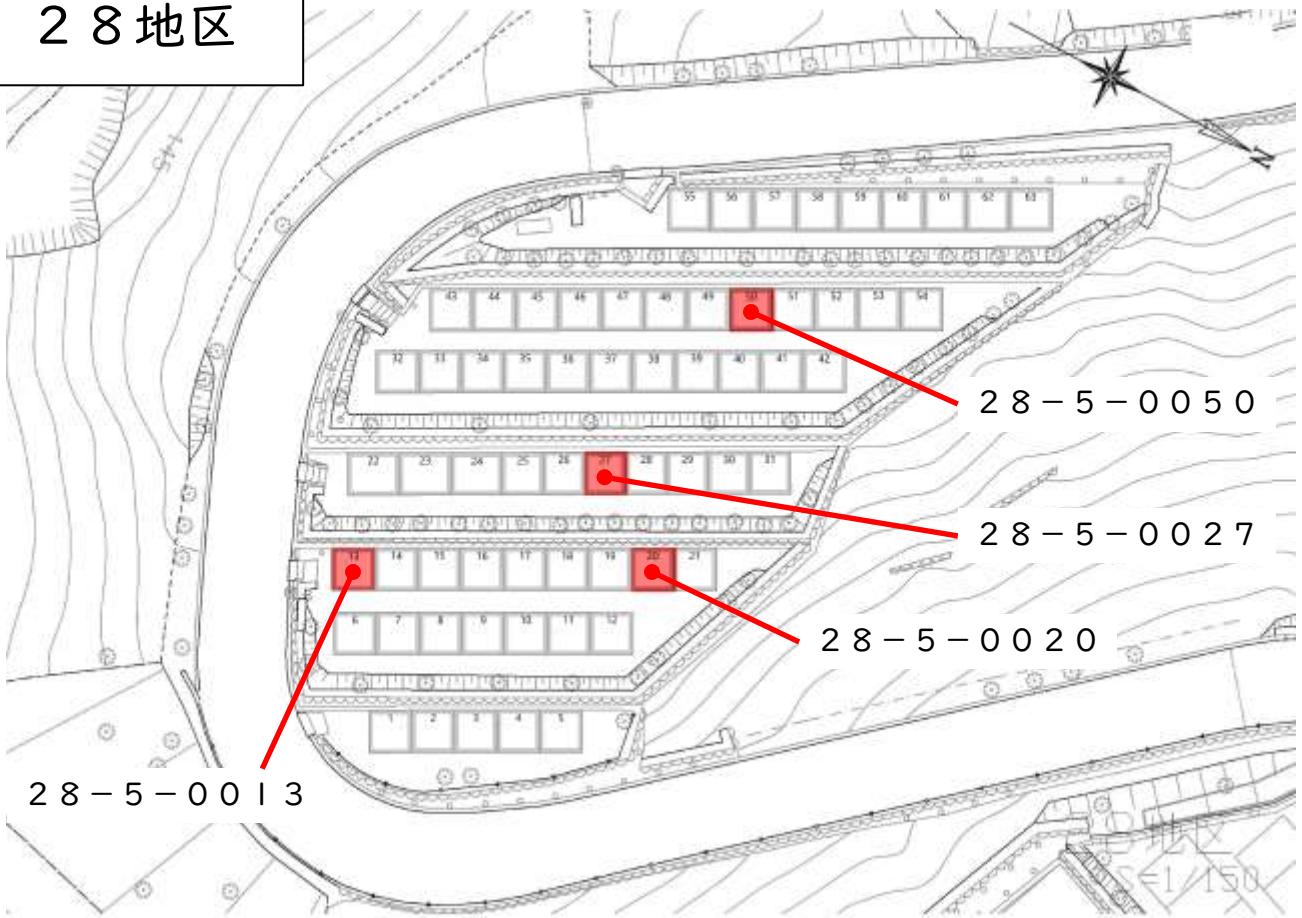
２６地区



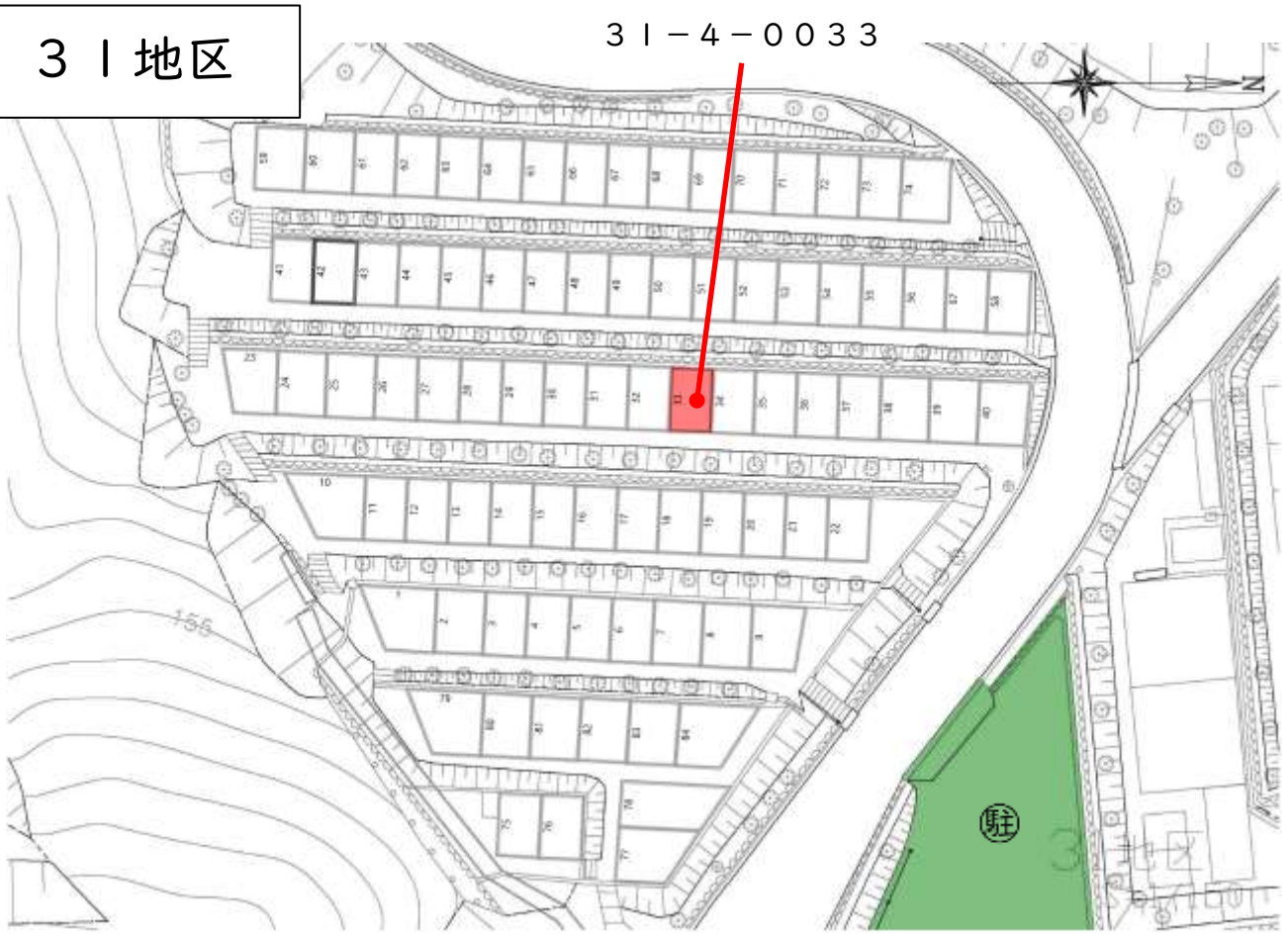
２７地区



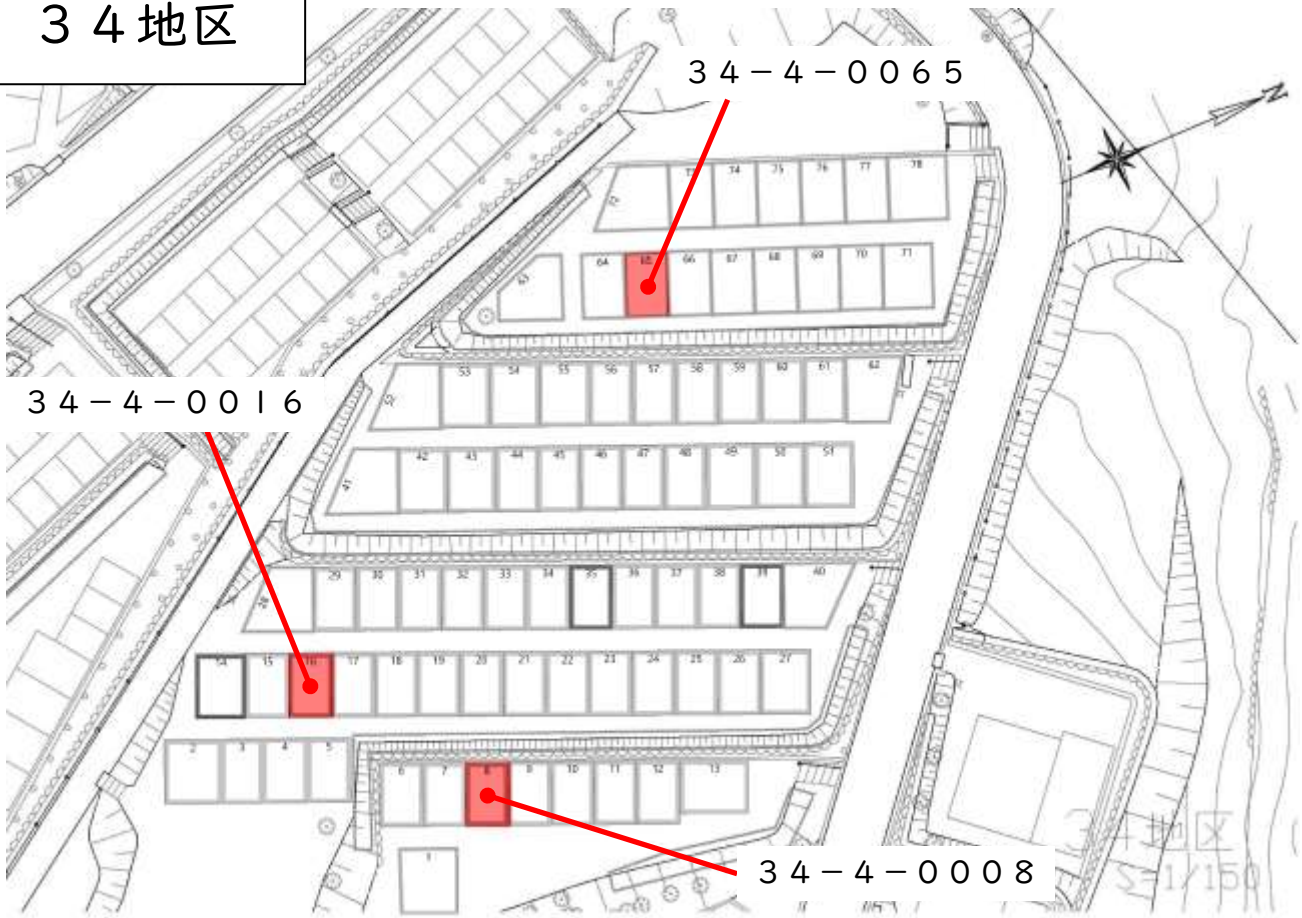
２８地区



３１地区



３４地区



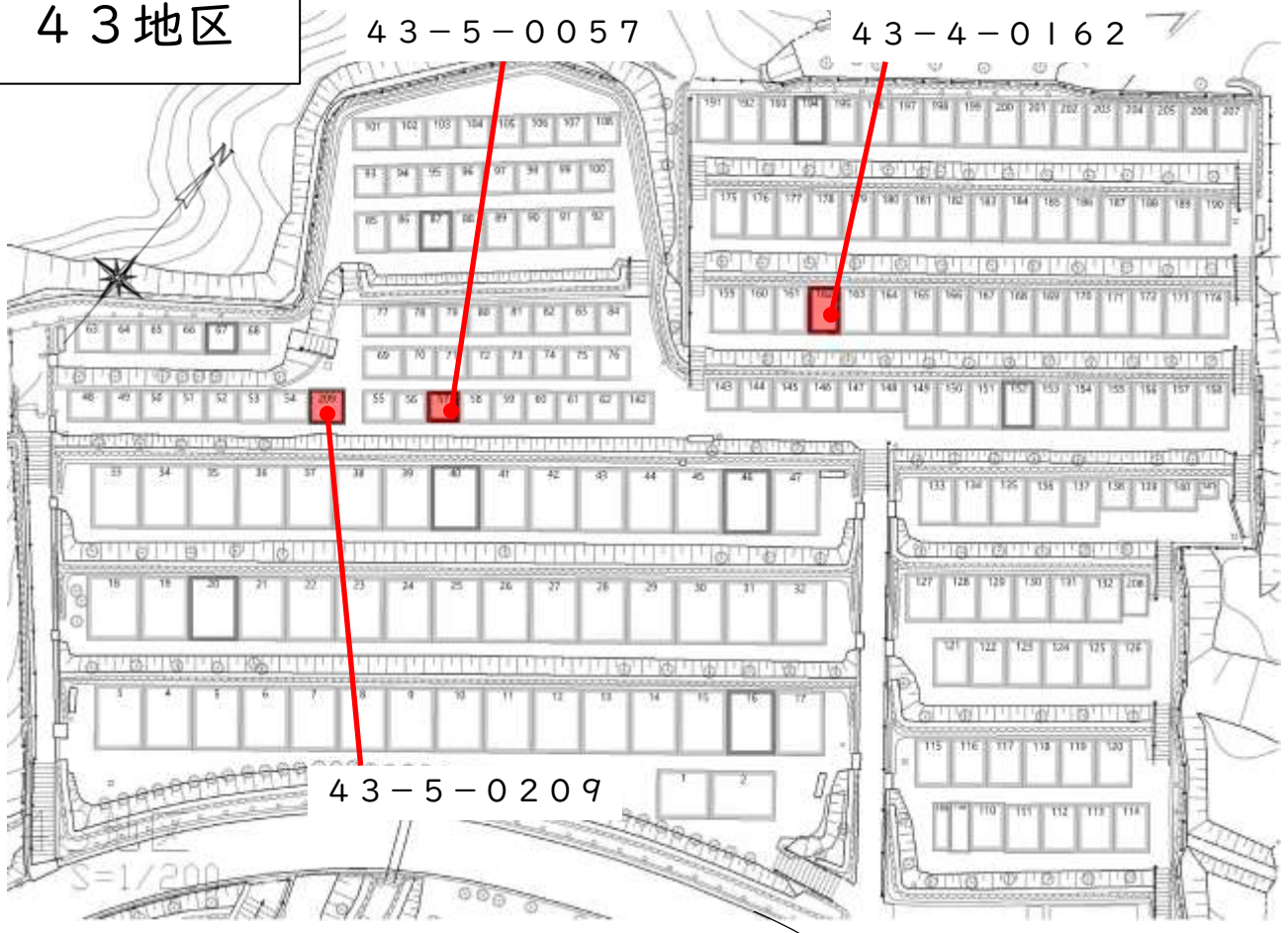
４１地区



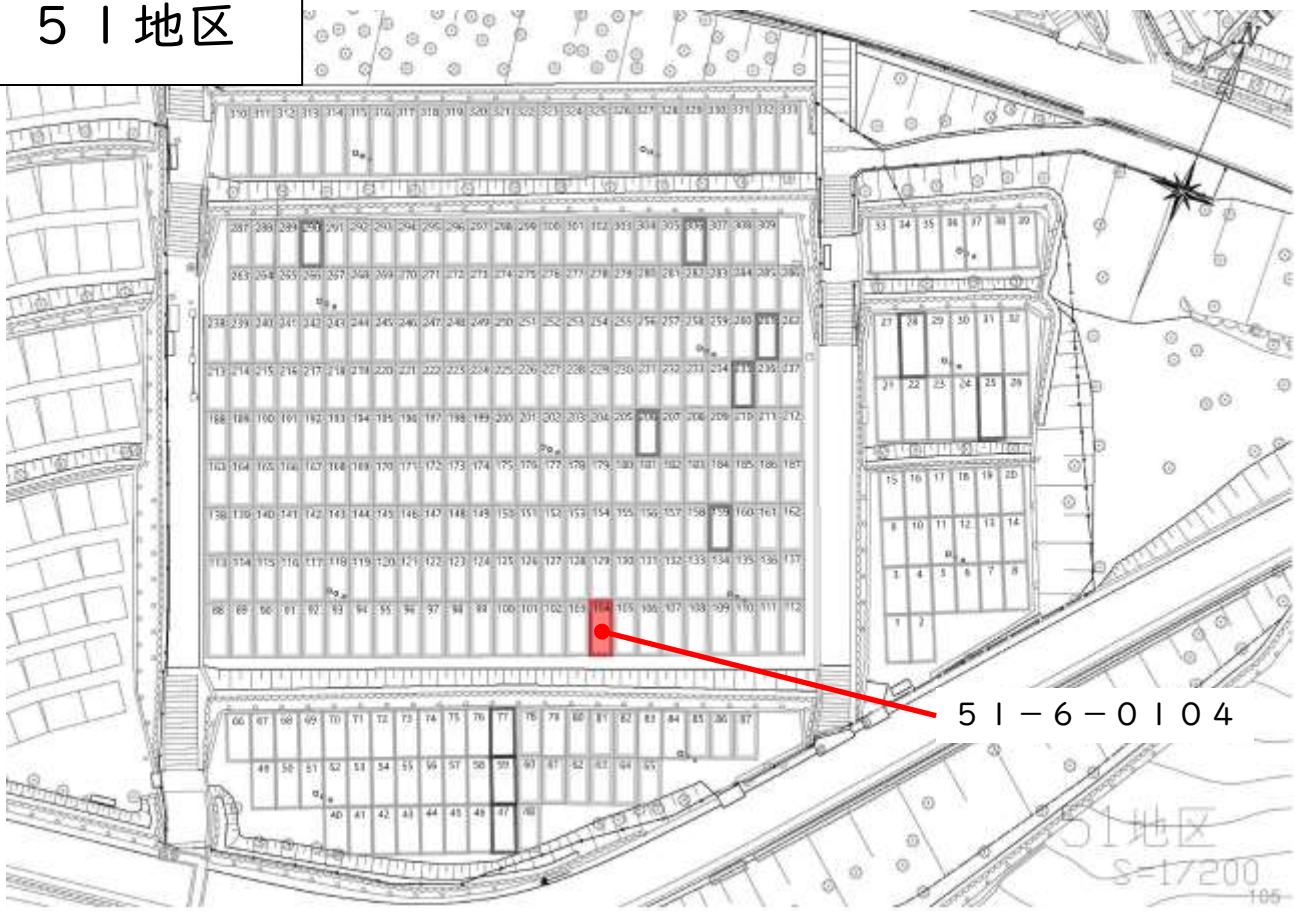
４２地区



４３地区



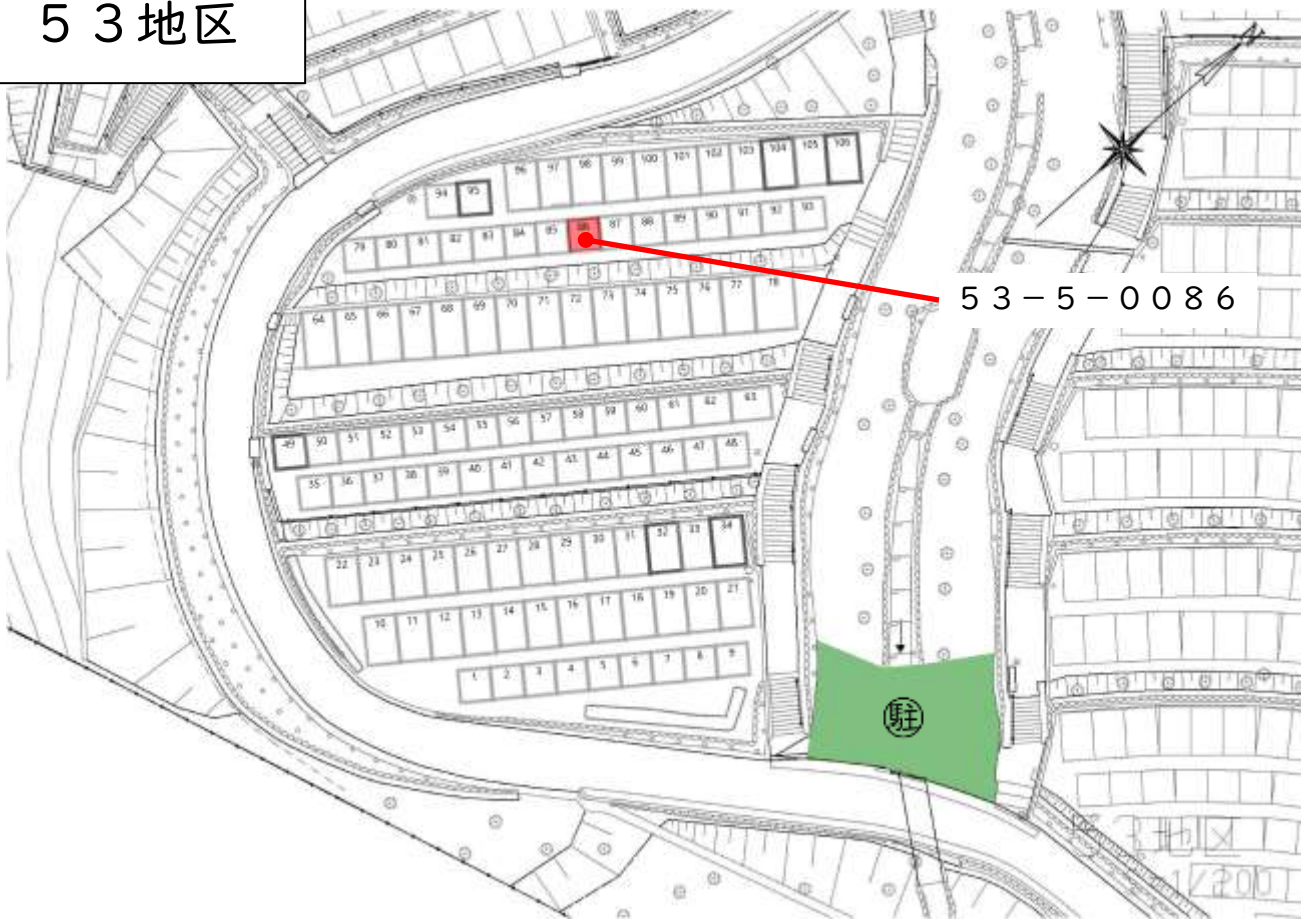
５１地区



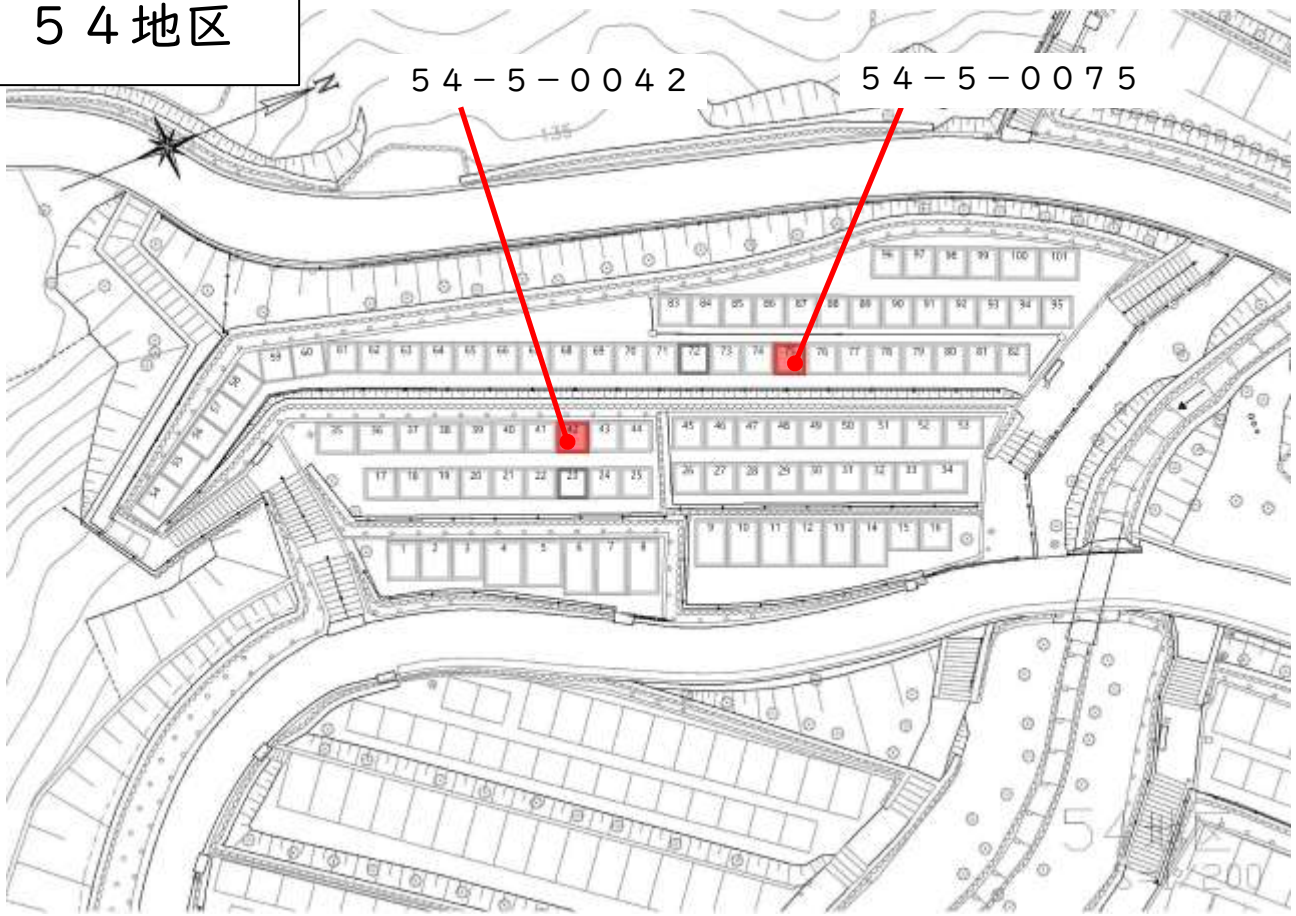
５２地区



５３地区

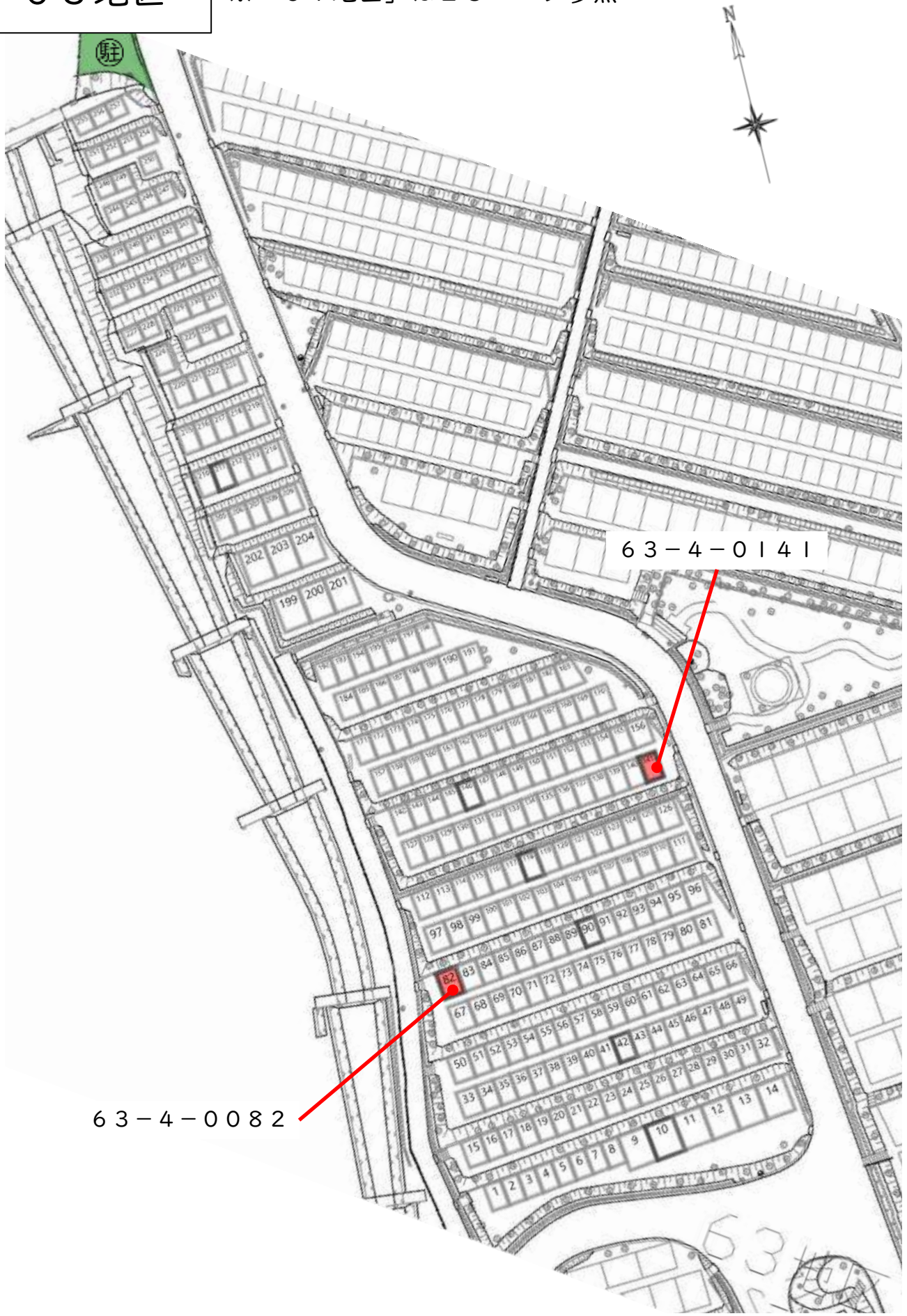


５４地区



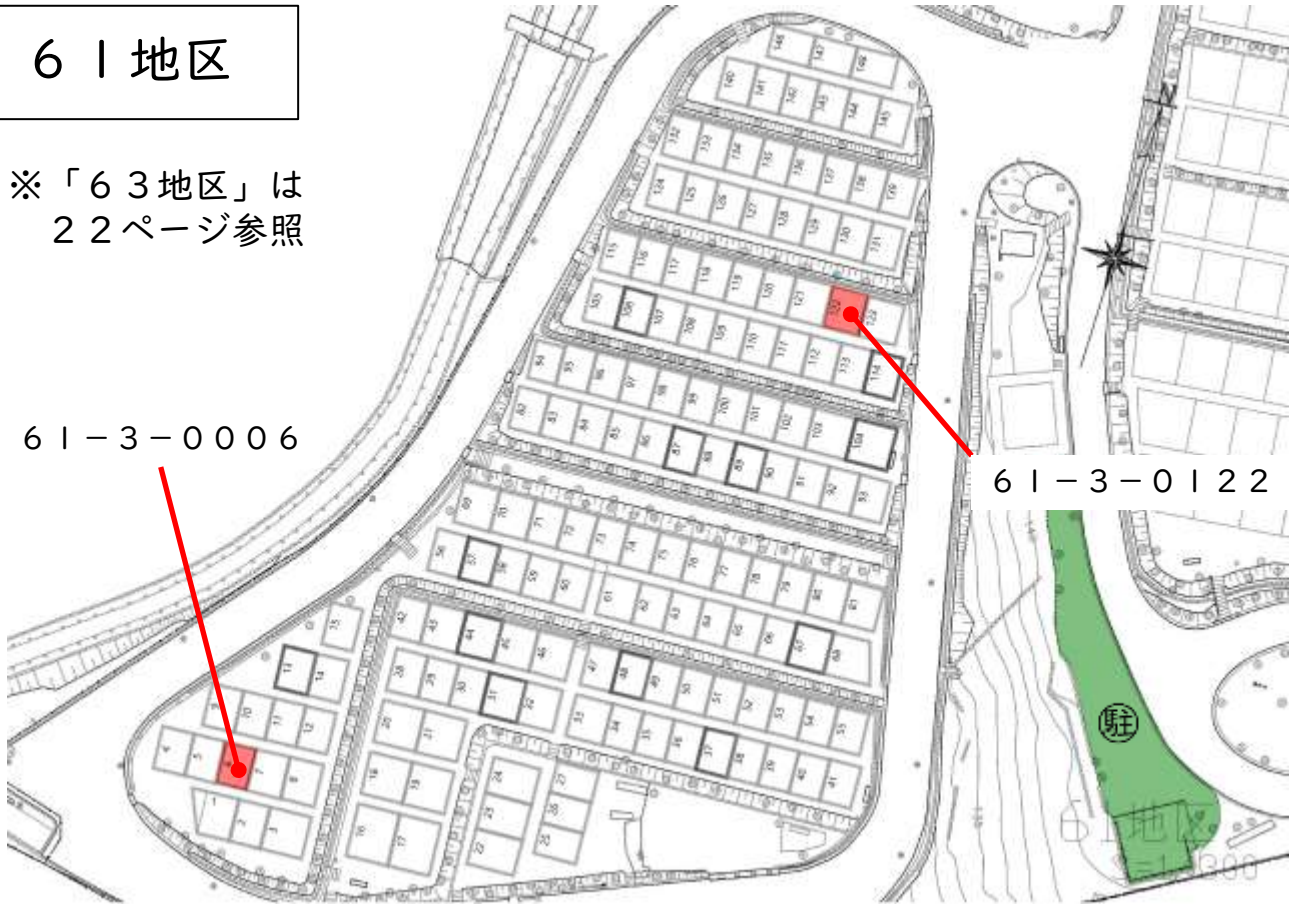
６３地区

※「６１地区」は２３ページ参照

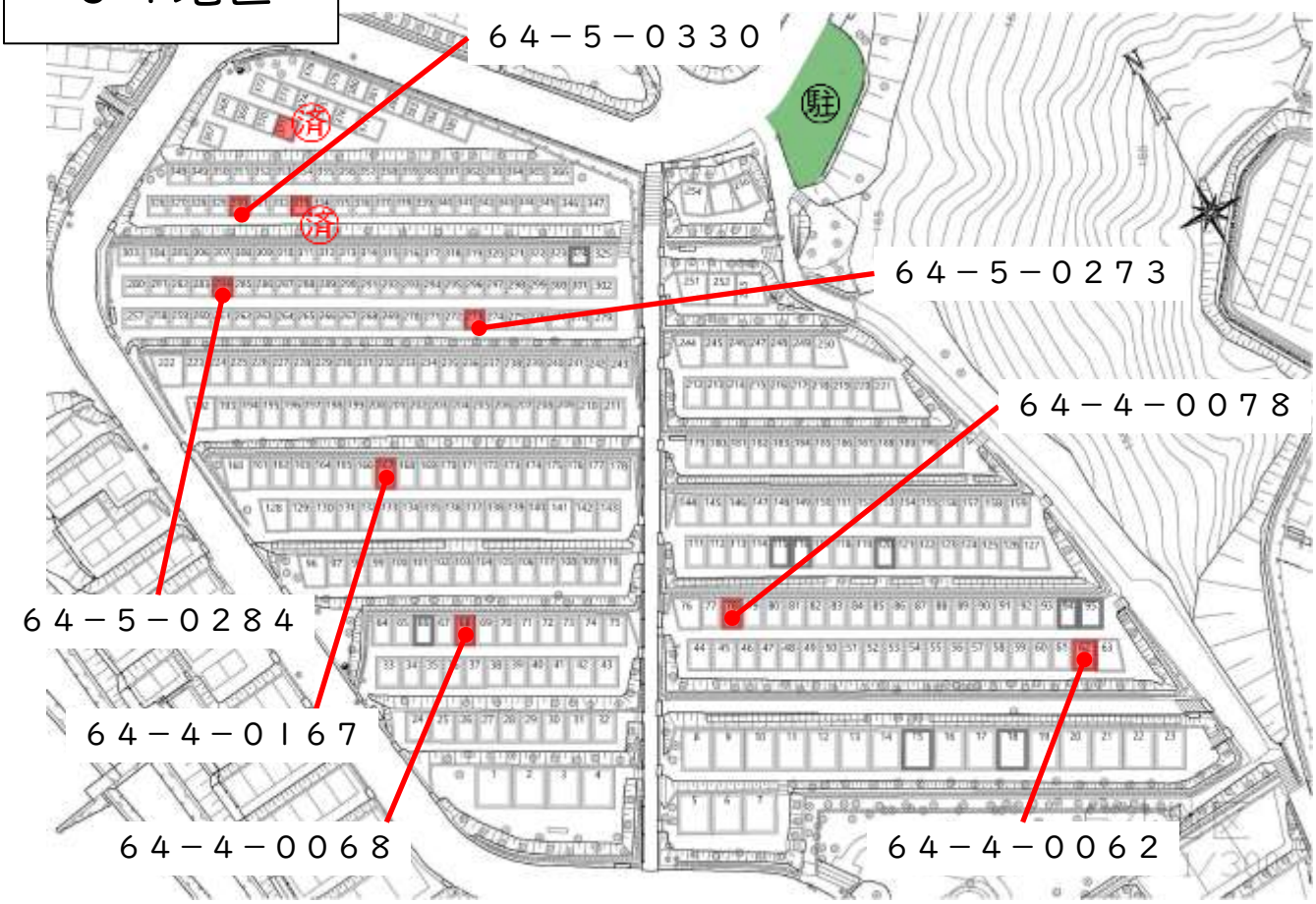


６１地区

※「６３地区」は
２２ページ参照



６４地区



６５地区



７１地区



芦屋市一般墓地使用における注意事項

芦屋市霊園一般墓地の使用にあたっては、以下の項目を遵守してください。

１　使用の目的

一般墓地は、墳墓を造営し、又は堂塔、碑石若しくは形像類を建設する目的以外に使用することはできません。

２　墓碑の建立

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。下記以外の基準等については、芦屋市環境課にお問い合わせください。

(1)　墓碑の建立は、使用許可を受けた区画（以下「使用区画」という。）ごとに一基です。

(2)　芝生墓地は洋風墓地を設置する目的で造成したものですので、和風墓碑等の建立は認められません。

(3)　墓碑等の工作物の建設等の際は施設建設施工届、建設後は施設建設完了届を提出してください。

３　使用区画の維持管理

使用区画は、申込者の責任で定期的に清掃や除草等の維持管理をしてください。

４　維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積１㎡当たり１，２２０円で算出した額を毎年４月に納付しなければなりません。

５　使用権の承継

使用者が死亡された後は、使用権の相続承継が必要です。生前承継はできません。

６　使用区画の返還

使用区画が不用となったときは、一般墓地の使用者は、市に返還しなければなりません。返還の際は、ご自身の費用で更地（巻石等もすべて撤去）にしてください。

なお、一般墓地の使用許可日から３年以内に使用区画の全部を返還したとき(使用許可の取消しの場合を除く)は、使用料の７割相当額を返還します。

７　使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消すことがあります。

(1)　許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。

(2)　市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用区画を転貸したとき。

(3)　他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。

(4)　使用区画の維持管理をせず、放任のまま５年を経過したとき。

(5)　許可を受けた後、墓碑等を設けず、１年を経過したとき。

(6)　法令（墓地、埋葬等に関する法律）又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

８　使用権の消滅

次のいずれかに該当する場合には、使用権は消滅します。

(1)　使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から５年以内に使用承継の申出がないとき。

(2)　使用者である法人等が解散したとき。

(3)　使用者が住所不明となり１０年を経過したとき。

９　届出・申請

次のような場合には、届出・申請が必要です。

(1)　工作物等の建設、改修、撤去、移転又は植樹するとき。また、工作物等の工事を完了したとき。

(2)　焼骨を埋蔵するとき。

(3)　使用者が死亡し、使用権を承継するとき。

(4)　使用区画を返還するとき。

(5)　埋蔵されている焼骨を改葬するとき。

(6)　一般墓地使用許可書の記載事項（本籍、住所又は氏名、法人等の住所又は代表者）に変更があったとき。

(7)　一般墓地使用許可書を紛失、又は破損若しくは汚損により使用できなくなり、再交付が必要なとき。

芦屋市霊園へのアクセス



バスでご来園

阪急芦屋川駅・ＪＲ芦屋駅・阪神芦屋駅から阪急バスで「芦屋病院前」行き「霊園前」下車

タクシーでご来園

阪急芦屋川駅から約１０分、阪神芦屋駅・ＪＲ芦屋駅から約１５分

お車でご来園

園内各所に駐車場があります。なお、お車で園内に出入りできる時間は下記のとおりです。

開門時間

東門	入口	8:00～16:45
	出口	8:00～17:00
西門		8:00～16:45

お問い合わせ先

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係

TEL：０７９７－３８－３１０５
FAX：０７９７－３８－２１６２

芦屋市霊園ホームページ

芦屋市役所ホームページ

トップページ ＞ くらし ＞ 霊園・火葬場 ＞ 霊園

※「芦屋市霊園」でも検索できます。